

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

フォーサイト総合法律事務所

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い  
(案)」についてのコメント

## 質問1

本公開草案では、対象とする権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引が、ストック・オプション会計基準第2項(4)に定める報酬としての性格を持つと考えられるため(実務対応報告公開草案第17項から第23項を参照)ストック・オプション会計基準第2項(2)に定めるストック・オプションに該当するものと提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

## 質問2

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の会計処理について、上記のように、基本的にストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

## 質問3

本公開草案では、権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引の開示について、上記のように、ストック・オプション会計基準及びストック・オプション適用指針に準拠した取扱いを提案しています。この提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

## 【意見】

報酬性がないと考え、質問1~3記載の提案に同意しません。

## 【理由】

**1.公正価値取引であるのに費用計上することは適切でないこと**

本公開草案において、対象とする取引に対して、ストック・オプション会計基準を適用する第1の理由として、第17項(1)によれば、「従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込むという特徴を除けば、」(中略)ストック・オプション取引(付与に伴い従業員等が一定の額の金銭を企業に払い込まない取引)と類似している点が挙げられています。

しかし、無償で渡せば報酬であるのは理解できますが、有償新株予約権は取得に際しその公正価値分の金額を払い込まなければならない点に本質があり、この点を除いて考えようとする議論全体が意味をなしません。

従業員等が新株予約権を適正な時価で購入する取引は、平成 17 年のストック・オプション会計基準自体の検討段階ですでに議論され、報酬として付与される場合とは異なるものとして同会計基準の対象としないことが明示された経緯があり、本件はこれと真っ向から矛盾するものです。

対象とする取引と同様に、従業員等に自社株式等に対する投資の機会を与え、インセンティブ（すなわち、貢献への動機づけ）の効果を持たせるものとして、持株会や役員に対する第三者割当による株式の発行が存在しますが、会社が追加的な便益を付与する部分（例えば、奨励金や報酬債権を付与する場合）を除き（これらの部分が費用計上の対象となるのは当然のことですが）、公正価値取引に対して費用計上する処理は存在しません。

本公開草案は、これまで発行されている権利確定条件付き有償新株予約権は、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づいて会計処理されているところ、権利確定条件付き有償新株予約権をあえてストック・オプション会計基準の範囲内とするための検討をしているとも考えられます。

また、権利確定条件付き有償新株予約権は、独立した第三者評価機関の評価に基づき、公正価値としての対価の実際の払込みを持って発行しているものであって、そもそも「報酬」性もないとも考えられますし、会社法上、「報酬」でないものを、会計上「報酬」と取り扱うのは問題です。

さらに、公正価値での発行であるからこそ、公益社団法人日本監査役協会の「監査役監査実施要領」（改訂版）（平成 28 年 5 月 20 日公表）に「有利発行決議や報酬決議、事業報告における開示の対象とはならない」とありますし、付与対象者の税務について、権利行使時の給与等課税事由が生じないとされており、給与所得ではないという扱いになっています。

権利確定条件付き有償新株予約権を発行する企業も、現金を対価として受け取り付与する新株予約権と理解しているのが実態であり、労働や業務執行等のサービスの対価として従業員等に給付する意図はなく、ストック・オプション会計基準第 2 項(4)に定める報酬に該当しません。

## **2.権利確定条件付き有償新株予約権に関する実務上定着した会計処理が存在すること**

現在、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行に関する会計処理は、企業会計基準適用指針第 17 号「払込資本を増加させる可能性のある部分を含む複合金融商品に関する会計処理」に基づくことが実務として定着しています。

上場を目指すベンチャー企業においても、相当数の権利確定条件付き有償新株予約権が発行されており、企業会計基準適用指針第 17 号に基づいた会計処理が採用されているの

が実務の実態です。上場を目指すベンチャー企業において権利確定条件付き有償新株予約権を発行しているケースでは、上記の会計処理について当然に監査法人の監査を受けていますが、特段問題がある旨の指摘は受けていないものと理解しています。

### 3.資本政策の実行を阻害しベンチャー企業の育成を阻害する可能性があること

上場を目指すベンチャー企業の資本政策では、経営が安定するまでの上場前後の一定期間において役員及び従業員による経営権を確保することが重要な課題として一般的に理解されています。この課題を解決する資本政策として、公正な価格による権利確定条件付き有償新株予約権の発行が広く採用されています。すなわち、上場準備の過程で行われるエクイティ・ファイナンスによる資金調達、役員及び従業員による議決権比率の低下を招くため、低下の程度を少しでも抑える方法として新株予約権等のオプションが利用されてきました。これは、商法改正（新株引受権付社債）により初めてオプションが規定化された80年代から行われてきたものであり、ベンチャー企業の資本政策として長年利用されてきたものです。

本公開草案による報酬としての追加費用の計上は、経営権確保の観点から広く採用されてきた資本政策の実行を阻害しかねず、ベンチャー企業の育成を阻害する可能性があります。

#### 質問 4

本公開草案の適用時期等に関し、公表日以後適用するとの提案、及び、公表日より前に従業員等に対して、権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引について、上記のように一定の事項を注記した上で、従来採用していた会計処理を継続することができるとの提案に同意しますか。同意しない場合は、その理由をご記載ください。

#### 【意見・理由】

質問 1～3 の意見で述べましたとおり、本公開草案に同意しませんが、仮に本公開草案が適用され、遡及修正する場合、過年度の行使により資本金が増加するため、登記事項である資本金の額が変更されることになり登記実務に影響を及ぼすものといえます。

したがって、登記実務に支障がないことを事前に調整することが必要であり、この調整なしに上記提案を同意することはできません。

#### 質問 5

その他、本公開草案に関して、ご意見があればご記載ください。

#### 【意見】

平成 29 年 6 月 15 日付日本公認会計士協会の公表した本公開草案に関する意見の中に、「本公開草案が対象とする取引についても、未公開企業による特例の適用が認められる旨を明記することが望ましい」とあり、そもそも今回、会計基準自体の変更はないため当然未公開企業による特例が認められると考えますが、同協会の意見の中に「必ずしも明らかではない」との記載もあるため、念のため、同協会の本意見に賛成するとともに、当事務所としても同様の提案をいたします。

勤務条件の取扱いについて、IFRS との GAAP 差が生じることとなっていますが、IFRS へのコンバージェンスの前提にも関わらず、なぜ、あえて GAAP 差を広げる形とする必要があるのかその説明を求めたいと思います。

以 上